

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター	訪問調査日：平成29年 6月14日(水)
---------------	----------------------

②施設・事業所情報

名称：立南保育園	種別：保育所
代表者氏名：石黒照人	定員（利用人数）：90名（69名）
所在地：愛知県愛西市山路町荒山59番地	
TEL：0567-28-5059	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和36年 3月25日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 立田南福祉会	
職員数	常勤職員：11名
専門職員	(園長) 1名 (常勤栄養士)2名
	(常勤保育士) 8名 (非常勤調理員) 1名
	(非常勤保育士) 6名 (子育て経験者) 5名
施設・設備の概要	(居室数) 6室 (設備等) 調理室・遊戯室
	プール・図書室

③理念・基本方針

<p>★理念</p> <p>・法人 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。第45条の規定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生労働省令第63号)及び子ども子育て支援法(平成24年8月22日法令第65号)に基づき、保育園において児童が、明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。</p> <p>・施設・事業所 当園は一斉指導、遊び、行事の活動を通して知識、技術の獲得を目指した「教育」と自ら生きる力を育てる「生活」の5つの理念をもとに保育を提供する。</p> <p>① 丈夫で頑張りのきく子ども ② 明るくのびのびとしている子ども ③ よく見、よく考える子ども</p>
--

- ④ 仲よく遊ぶ子ども
- ⑤ 自然に親しみ、思いやりのある子ども

★基本方針

子どもや家庭に対して分け隔てなく保育を行い、人権を尊重し、プライバシー保護を行うことを第1主義にする。又、保護者からの意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば、平易に説明をして、より良い保育の為に努力研鑽することを基本とする。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもの健康と安全を基本にして、保護者協力の下に家庭教育の補充を行っている。
- ・子どもが健康・安全で情緒の安定した生活が出来るように環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を支えている。
- ・豊かな感性、生きる力を持った子どもを育成している。
- ・乳幼児等の保育に関する要望や意見、相談に関してはわかりやすい用語で説明し、公的施設としての社会責任を果たしている。
- ・良質な保育、保育サービスの提供のために必要な専門性の向上、自らの良識に磨きをかけている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年 5月 2日（契約日）～ 平成29年 7月 7日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	2回 （平成22年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆急ピッチで進む改善・改革

これまでの経営母体が経営権を譲り、平成28年11月に現在の経営陣が保育所運営を引き継ぐこととなった。新たな経営陣は新年度の開始と同時に第三者評価の受審を決定し、経営権の移行から7ヶ月目で第三者評価の受審となった。あまりにも性急な受審とも思われるが、その背景には約半年かけて精力的に実施してきた機構改革や体制の整備・改善策の成果を外部の目によって検証しようとする意図がある。さらに、これからの保育実践面での改善・改革を進めるにあたって、組織が内包する様々な課題を余すところなく抽出しようとするものである。第三者評価の受審で得た改善への気づきを、さらなる飛躍の糧にしようとしている。

◆高いコンプライアンス意識

新経営陣が最初に取り組んだのが「法令遵守」である。園運営に関係する諸法令をつぶさに読み解き、法的に一点の曇りもない盤石な体制の構築を目指している。「定款」や「運営規程」の見直し・改定をはじめ、諸規程やマニュアルについても整備が進められている。「就業規則」は全面的に改定され、これによって職員処遇が安定し、課題であった通園バスのドライバーの職責も明確化された。

◆地域への貢献活動

「見える化、見せる化」を旗印に、地域貢献への意欲が盛んである。園には遊休のスペース(旧保育ルーム)がふんだんにある。地域の文化的な教養サークルに使ってもらったり、自治会の祭礼の資材置き場として利用されたりしている。祭礼前の時期になると、地域住民が祭囃子(太鼓)の練習に集まってくる。園に通う子どもが日常的に地域の文化に触れることができ、地域文化の継承としての一翼を担っている。「レンコンを守る会」に加わり、休耕田をレンコン畑に替えて、地産地消の推進と地域特産物の振興に協力している。梅雨の合間の晴天の日、園庭の蓮池やレンコン畑では、大きく膨らんだハスやレンコンの蕾が、今まさに花開かんとしていた。

◇改善を求められる点

◆職員参画の下、「保育課程」の策定を

精力的な機構改革や業務改善の成果が見られ、組織・管理面での充実ぶりは目を見張るものがあるが、保育実践の部分が後れをとっている。文書や記録には未整備の部分が残っており、「保育課程」にも要改善点が見られた。保育に関する指導計画や食育、避難訓練等の年間の指導計画はできているが、「保育課程」との連動が薄かった。「保育課程」は、様々な年間計画の基となるものであるため、園の特色を含めて職員間の共通理解が必要になる。その共通理解を図るため、職員参画での「保育課程」の策定を願いたい。

◆PDCAサイクルの意識を

PDCAサイクルの“C:チェック”の機能が確認されない取り組みが散見された。保護者アンケートの分析、職員研修実施後の効果の確認、実習生やボランティアの受け入れ後の振り返り・反省等々である。保護者アンケートに関しては、大きな行事ごとに保護者会(「母の会」)の協力を得て実施されており、集計作業までは適切に行われている。そのデータを分析して情報化(C:チェック)し、園運営に反映(A:アクション)させる取り組みを望みたい。保護者アンケートは利用者満足度に直結する重要なファクター(要素)であるだけに、有効な活用を期待したい。

◆家庭訪問でカバーできない部分の補填を

個人面談の制度はないが、常に相談や要望を受ける仕組みを構築しており、保護者アンケートにもそれをうかがわせるコメントが多かった。さらに、希望する保護者に対しては家庭訪問が行われており、子どもが暮らしている生の家庭の状況、環境等を把握できる利点がある。一方で、消極的な保護者や、悩みや問題を抱えて誰にも相談できない保護者等が家庭訪問を希望せず、結果として“重要な部分”が見過ごされたり、見捨てられたりする可能性も否定できない。家庭訪問を希望しない保護者に対する「関わり方」の工夫を期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

総評にもあるように、第三者の専門的見地からの評価をいただき、今後の更なる改善へと結び付けて行きたいと考えます。各職員の自己の業務と向かう姿勢を振り返る機会となったととらえています。ご指摘頂いた点をよく検証し、「より良い保育」が提供できるよう、職員一同、研鑽・工夫を重ね、尽力していきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
前年度の期中に園を運営する母体に変更があったが、新体制もこれまで通りの理念、基本方針を継承して園運営にあっている。理事長を兼務する園長が職員全員と個人面談を実施し、園運営の方向性の共通理解を図った。「自然」や「のびのび」を基調とした5項目からなる理念の浸透度は深い。保護者アンケートによっても理念の高い周知が確認され、園の特徴として「のびのび」を挙げた保護者は全回答数の4割を超えた。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
全国や県の「保育園連盟」に加入し、情報収集に努めている。市・児童福祉課の指導の下、旧体制での脆弱性が認められたコンプライアンス面の改革を進めている。今後は職員の意識改革へと目標を定めている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
大きな課題を「コンプライアンス」と「職員の資質向上」と捉え、最優先で園運営や職員雇用のコンプライアンスに取り組んで来た。ドライバー(保育園バスの乗務員)の処遇改善をはじめ、この部分での改善・改革はほぼ終了している。毎週の職員会議の中に勉強会を取り入れて職員の教育面へのテコ入れを行っているが、成果は次年度以降の検証となる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
理事会資料として「将来の方針」を示しているが、優先的に取り組むべき課題(コンプライアンス)への対処に追われ、先を見据えたビジョンを具体的な計画に落とし込むには至っていない。実質的には法人の機構改革1年目でもあり、新体制による現状把握、情報収集の年でもある。首脳陣は「特徴ある園として、見せる化の推進」を挙げており、中・長期的視野に立った計画策定や事業推進が期待される。			

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
<p>前期途中での経営母体の交替であり、確固とした中・長期計画が明示されていないことから、単年度の事業計画への反映も薄いものとなっている。市の指導を受けながら、「複数事業の展開」、「地域貢献活動の促進」等が計画段階に入っており、余剰となった園の空き施設を有効利用した子育て支援や地域の活性化活動(祭礼の準備施設)は既に動き出している。</p>			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
<p>前期の期中での事業継承となったため、一部首脳陣によって応急的な既存事業の洗い直しと事業計画の策定が行われた。組織的な見直しを制度化するためにも、事業計画に明確な「重点目標」を定め、それぞれに具体的な数値目標を設定し、職員参画の下での見直しをルール化することが望まれる。</p>			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
<p>行事計画の周知は図られているが、「理念・基本方針」に比較すると「事業計画」の保護者理解は進んでいない。子どもへの保育を中心に、「施設整備と遊休施設の活用」、「保護者支援」、「地域交流・連携」、「職員育成」、「防災対策」、「併設事業の展開」等々を具体的に示されたい。「見せる化」の具現策ともなろう。</p>			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
<p>子どもの安全・安心を担保しつつ保護者の期待に応えることを「保育の質」の主要な要素と捉え、「親の会」の反省会での意見を集約したり、定期的に保護者アンケートを実施したりしている。保護者アンケートは集計されているが分析のプロセスが機能しておらず、次のステップへの連動が図られていない。</p>			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
<p>事業継承2年目(実質的には7ヶ月目)を迎えての第三者評価受審であり、その意欲は十分に評価したい。しかし、これまでに定期的な自己評価が実施されておらず、保護者アンケートの分析も行われていないことから、計画的な改善活動には至っていない。改善課題を明確にし、それぞれの課題に対して「責任者(誰が?)」、「期限(いつまでに?)」、「具体的な改善方法(何を?)」を示して取り組むことを期待したい。</p>			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
急ピッチで機構改革が進み、「定款」や「運営規程」をはじめ、各種規定、マニュアル等の見直し・改定が実施された。それらの規程によって園長の職務の内容(役割と責任)や決裁・専決事項(権限)が明確になっており、組織図からも職員との位置関係が読み取れる。着任早々に全職員との個別の面談を実施する等、円滑な園運営を目指す責任感と熱い思いが感じられる。			
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
着任以来、母体法人の代表との二人三脚で最優先でコンプライアンスに取り組んで来た。園運営や職員雇用のコンプライアンスに関する課題は改善されているが、職員理解へはつながっていない。職員会議での勉強会を継続的に実施し、引き続き職員へのコンプライアンス研修を充実させることを望みたい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育の質を担保するため、職員への研修重視の方針を打ち出し、職員の資質向上に取り組んでいる。さらに、園長の指揮下に副園長、主任保育士を配し、手厚い職員管理体制で臨んでいる。着任7ヶ月で第三者評価を受審する等、母体法人の代表の力を借りながら率先垂範の積極的な取り組みを実施している。			
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
昨年11月の事業継承によつての着任以来、「定款」、「運営規定」等の見直し・改定を実施し、「就業規則」を全面改定して勤務体系を一新した。職員処遇面での改善・改革の仕上げとなる「人事考課制度」の導入と、「キャリアパス」の構築が待たれる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
中・長期計画に将来への人事構想を取り上げ、「副主任制の導入」や「認定こども園への移行」等を盛り込んでいる。そのための施策として、新人職員の育成計画を策定している。			
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
母体の法人で運用されている人事管理の仕組みを取り入れようとしており、人事考課制度やキャリアパスの導入が予定されている。人事、給与等に関連する規程類の改定が実施され、課題であった通園バスのドライバーの処遇は改善されている。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	① ・ b ・ c
評価機関のコメント		
保育の「見える化、見せる化」は対外的なものだけでなく、職員の処遇においても取り組まれている。「就業規則」の全面的な見直し・改定によって職員の就労条件(年間休日等)が明確化された。職員の就労に関する意向を把握するための個別面談が実施され、出産や育児のための休暇・休業に関しての相談にも乗っている。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント		
キャリアパスが職員に浸透しておらず、新体制の目指す職員育成が成果を挙げていない。職員育成の主要な取り組みの一つとして目標管理制度を取り入れているが、目標管理シートに数値目標が設定されておらず、具体的な取り組みとなっていない。期中や期末の評価時に、目標達成の可否判定や達成の度合いを把握するためにも、適切な目標数値を設定して取り組むことが望まれる。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント		
「29年度研修計画」があり、毎月の職員会議の中でも勉強会を実施している。研修終了後には「研修報告書」の提出を求め、研修の成果を把握しようとしている。しかし、研修で得た知識や技術が保育の現場で実際に活かされているか否かの確認・検証の仕組みは構築されていない。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント		
「29年度研修計画」に職員個々の氏名を記載し、職員それぞれの経験や力量に合わせた研修参加を計画している。年間に法人が負担する職員個々の研修参加費の限度額を設定し、職員の費用負担を軽減して研修に参加しやすい環境を作っている。これらの施策が正規職員に限定されており、非正規のパートタイマー職員への取り組みが今後の課題となる。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント		
実習生受け入れのためのマニュアルがあり、平成28年度は2名の保育実習生を受け入れた。実習に関する記録について、園として保管すべきものの明確化が図られておらず、曖昧な部分が残っている。実習終了後に反省会を行っているが、次回の実習受け入れにつながるような記録を残していない。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント		
ホームページを開設し、第三者評価を受審する等、外部に向けての「見せる化」は着々と進行している。「苦情」についての公表の仕組みを構築し、さらなる事業運営の透明化を図られたい。		

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
1法人1事業所の体制であり、定期的な行政による監査、法人監事による内部監査に加え、契約する税理士事務所による財務・会計のチェックが行われている。この税理士事務所による財務・会計のチェックは毎月行われているが、その時々 の指摘事項やそれを事業運営にどのように活用したか(改善計画とその実施)の記録が残されていなかった。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
地域交流に積極的に取り組んでおり、現在は使用していない空きスペースを地域に開放して有効活用を図っている。文化的な教養サークルとして使われたり、地域の祭礼の資材置き場としても活用されている。祭礼前になると、関係者が集まって練習場としても使われている。地域の特産物であるレンコン振興のために「レンコンを守る会」に加入し、園に隣接する休耕田をレンコン畑にして協力している。高齢者施設とも交流し、施設の代表が卒園式に参列している。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
ボランティア受け入れのためのマニュアルがあり、受付簿も備えられていた。訪問調査当日は、恒例となっている人形劇一座が訪れており、子どもたち全員が遊戯室で人形劇を鑑賞していた。「生活支援ボラ」、「演芸ボラ」、「小・中学生の体験学習」等、ボランティア受け入れの種類ごとに意義・目的がある。受け入れの実施後、もしくは年度終了時にそれぞれの目的 に対する評価・反省を望みたい。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園としての必要な社会資源をリスト化した「関係機関連絡先」が作成されており、適切な連携が図られている。ほとんどの卒園生が「立田南部小学校」へ入学するため、要録の申し送りや卒園式、入学式の相互参列等、職員の交流も盛んである。子どもの権利侵害を疑われる例もあり、市・児童福祉課との連携を強固にして対応している。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園の空きスペースが地域の公民館的な役割を果たしており、文化的な教養サークルが開かれたり、祭礼時の寄合場所になったりしている。子どもが日常的に地域の文化に触れることができ、地域文化の継承としての一翼を担っている。「レンコンを守る会」に加わり、休耕田をレンコン畑に替えて、地産地消の推進と地域特産物の振興に協力している。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
子どもの通園区域が広範囲に及ぶことから、「バス通園」が原則となっている。その関係上、早朝保育や延長保育の時間設定に柔軟性が持たせられず、保護者のニーズを十分に受けとめられない事情がある。母体の法人がノウハウを有する障害者・児の自立支援に関し、園においても「相談支援事業」の開設が計画されており、今後の経緯が注目される。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「子ども尊重」は、園の理念や基本方針に明示されている。また、保護者には入園時に理念、基本方針、保育目標を記載した入園のしおりを配布したり、全職員に基本方針、保育目標、行動指針についての文書を配布したりしている。共通の認識を持つため配布のみならず、定期的に確認をする機会を設けることを期待したい。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
プライバシーに関するマニュアルや虐待防止についてのマニュアルがある。職員会議時に園内研修(勉強会)が毎月実施されており、5月は個人情報、権利擁護、プライバシー保護について研修が行われていた。また、虐待についてはチェックリストが用意されており、虐待があった場合には関係機関と連携して対処できるようになっている。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
直接、園に見学に来た保護者については、「入園のしおり」を抜粋した資料を使用しながら園内の説明を行っている。現在、ホームページをリニューアル中とのことである。利用したいと思う人に分かりやすく、検索をしたらすぐに見つけられるような工夫を願いたい。また、パンフレット等、インターネットを利用しない人たちへの配慮も願いたい。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
入園前に、体験入園や入園説明会を行い、入園時にしおりを使って説明を行っている。現在は保護者の希望した当園に入園ができていますが、入所決定は市によって行われているため、第一希望ではない場合もあり得る。その場合、保護者の同意をどのように得るのか検討を願いたい。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
地域の特色として転園や退園はほとんどないが、入園時に渡すしおりの中に保育時間の変更や退園についての記載がある。家庭環境の変化や子どもの状態などで転園や退園をする場合もあり得る。その場合、関係機関とどのように連携をしていくのか、マニュアル等の整備が望まれる。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
希望者のみになるが、6月17日(土)に家庭訪問を予定している。事前にアンケート調査を行い、保護者からの質問や要望等を把握するようにしている。家庭訪問の結果を記録に残し、職員間で共有するために会議などで周知を願いたい。また、大きな行事の後、アンケート調査を行っているが、親の会の役員が担当地区の保護者の意見をまとめた報告になっている。親の会の負担にならないような工夫を望みたい。アンケートに関しては、園としての分析も実施されたい。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
苦情を受け付けた場合のフローチャートや苦情受付票が用意されている。また、入園時に保護者に配布をする「入園のしおり」の中に苦情等の対応についての記載があったり、園だよりでも保護者に再度、知らせたりして保護者への周知を図っている。今年度はまだ苦情はないが、苦情があった場合、どのように公表をしていくのか検討を望みたい。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
各年齢の部屋に育児相談ノートがあり、おたより帳を含めて相談があった場合はそのノートに相談内容を記録するようになっている。また、育児相談ノート以外にも、送迎時や電話等で担任や相談受付係等が相談を受けた場合もノートに相談内容を記録している。玄関には意見箱を用意している。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
「育児相談ノート」や主任保育士のノートに記載された相談内容の下に対応策を記載し記録として残している。また、担任が対応できない相談内容については、上司に相談して対応策をまとめ、担任や主任保育士が保護者に対応策を伝えている。保護者が相談しやすい環境であること、対応が早いことから苦情にまでは至っていない。相談や意見は保護者のニーズにつながる場所がある。各クラスにある「育児相談ノート」をどのように活用していくのか検討を望みたい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
「保育安全マニュアル」、「危機管理マニュアル」等がある。業者が行う園庭の遊具点検では、大きな指摘はなく職員で対応できることについてはすぐに職員が対応し改善をしている。また、安全点検票を用いて職員による遊具点検が毎月1回行われている。今年度はまだ事故報告書で対応する事例はなかったが、ヒヤリハットによる報告が2件あり職員会議で周知を図っていた。改善策や防止策を実施した結果がどうであったか、マニュアルにつながるような検証を願いたい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
感染症に関するマニュアルがあり、保護者にも「入園のしおり」の「病気について」で登園できない病名や症状等を詳しく知らせている。園内で感染症が発生した場合は、バスによる登降園があるため、手紙により知らせている。また、乳児は予防接種の状況や既往歴を把握するため、健康の記録を年3回、保護者に戻し、追加記入できるようにしている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
交通安全、避難訓練を合わせた年間の指導計画があり、月に数回、避難訓練を兼ねた交通安全指導が行われている。避難訓練後は各年齢の反省を職員間で共有できるようにしている。災害が起きた場合の保護者への伝達方法、引き渡し方法の検討を望みたい。また、帰宅が困難な場合を想定してどのような物を備蓄しておくのか検討を望みたい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
保育に関するマニュアルや職員に配布する年間指導計画をもとに月案を作成している。乳児は毎月個別の指導計画を作成している。規程やマニュアルは職員室に保管されており、職員はそこで閲覧ができるようになっている。職員への周知を図るため、配布や閲覧のみにとどまらずに周知を図るための検討を願いたい。		

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
<p>月の指導計画や週の指導計画は担任が計画を立てている。計画を立てた時点で主任が付箋をつける等して指導を行っている。週1回の職員会議の中で意見交換を行っているが、会議の中で検討が必要な事例が出てきた場合の対処方法や、標準的な実施方法についてのマニュアルの見直しの時期等について検討を望みたい。</p>			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
<p>入園が決定した場合は、保護者が提出する入園までの生活状況や健康の記録等の書類に基づいてアセスメントを行い、一人ひとりの児童票を作成し、個人別にファイリングしている。アセスメントに必要な書類等、職員が周知できるような工夫を願いたい。また、市の様式なのか、法人独自の様式なのかの確認を願いたい。</p>			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
<p>月や週の指導計画については、月末や週末に担当した職員が評価、反省を行っている。計画の中では1つずつのねらいに対して配慮や援助が必要になる。計画の立て方や援助の方法等、職員に差異なく周知できるような工夫を願いたい。また、これから行う家庭訪問は保護者のニーズを把握する機会となる。記録に残し、保育への反映や職員間の共通認識につなげていただきたい。</p>			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
<p>それぞれの指導計画は、年齢ごとクラスごとにファイリングされている。子どもの発達状況や生活状況等に変更があった場合は、職員間で共有するため、職員会議で報告している。職員会議に参加できなかった職員に対してどのような方法で知らせるのか、その内容を確認したのか共有したことを確認するためにも記録に残すことが望まれる。また、指導計画については、経験年数による記録の内容や書き方に差異が生じないような工夫を願いたい。</p>			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
<p>子どもや保護者の個人情報に関する記録は職員室で保管されている。保護者にも入園の際に渡すしおりの中に、個人情報に関する基本方針として個人情報の扱いについて知らせている。倉庫に保管されている古い記録に関しては、圧縮業者を利用して処分する方向で検討している。個人の記録を含めて記録の保存期間や廃棄の方法等、職員が周知できるような工夫を願いたい。</p>			

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-1(1) 保育課程の編成			
A① A-1-1(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保育に関する指導計画や食育、避難訓練等の年間の指導計画はあるが、保育課程との連動が薄かった。保育課程は、様々な年間計画の基となるものであるため、園の特色を含めて職員間の共通理解が必要になる。共通理解を図るため、職員参画での保育課程の作成を願いたい。			
A-1-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
A② A-1-1(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
各部屋に室温、湿度計があり、気温や室温、湿度に合わせて、暖房機器や冷房機器の使用をしている。乳児が午睡に使用する布団は個人持ちになっており、定期的に持ち帰るほか、汚れた場合は洗濯を保護者にお願いしている。入園間もない子どもにとって、広い場所や大勢の人がいる場所よりも狭い場所でも一人遊びを楽しむ子どももいる。一人ひとりの子どもが落ち着くことのできる人的環境を含めた環境作りを願いたい。			
A③ A-1-1(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
乳児には毎月作成する個別指導計画があり、乳児、幼児ともに一人ひとりに保育の記録がある。保育の記録は3期に分かれており、援助のポイントや情緒面での援助を記入するようになっている。家庭環境や生活リズム等の個人差を把握し、援助のポイントを具体的に書くことで一人ひとりを受容した保育につながっていくので、記録の書き方に工夫を願いたい。			
A④ A-1-1(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
個人のロッカーには歯ブラシやそれぞれの年齢、発達に合わせて着替えが用意されている。トイレの入り口には手洗いの方法が図によって掲示されている。基本的な生活習慣の習得には、繰り返す必要がある。子ども一人ひとりの発達に合わせて、生活習慣が自立に向けて、子どもにすべてを任せるのではなく、人的環境である保育士による定期的な確認を願いたい。			
A⑤ A-1-1(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
園庭には固定遊具が多くあり、それぞれの登園から9時50分までやバスによる降園までは、異年齢で関わりを持てるようにしながら、身体を使った遊びが十分に楽しめるようになっている。幼児は雨天の場合や給食後に室内で行う活動を用意しているが、広いテラスの利用も含め、子ども自身が様々な表現活動が自由に体験できるような環境の整備を願いたい。			
養護と教育			
A⑥ A-1-1(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
今年度は0歳児クラスが1名ということと子どもの月齢が高いこともあり、1歳児クラス5名と一緒に保育士2名で保育を行っている。毎日記入するおたより帳があり、保育園の様子、家庭での様子を伝え合うようになっている。部屋の中にある調乳室にアレルギーのある子どもの名前と食材が記入された紙が貼ってあり、誤食がないようにしている。当日は、人形劇が遊戯室で行われていたため、全員が大きな子ども(2~5歳児)と一緒に観劇した。			
A⑦ A-1-1(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
2歳児クラスは8名の子どもを保育士2名で保育している。0歳児同様に毎日記入をするおたより帳がある。当日の給食メニューはメンチカツだったが、子どもが食べやすいように小さく切って提供されていた。また、給食が幼児よりも早い時間になっていて午睡の時間を十分に取ることができるようになっている。			

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
年間計画の中に専門家による英語や体操の指導がある。英語は年長児のみ年間30回、体操は3歳児、4歳児、5歳児のそれぞれの年齢で、月1回の計画がある。給食後や雨天の時は、興味を持った遊び以外に文字や数等を学べる機会を設けている。給食では食べ終えた子どもから順にお盆を持って保育士の前に並び、きれいに食べたか確認を行っていた。食べ物が残っていた場合、その場で食べれば立って食べることになる。食事のマナーの点で工夫を願いたい。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
現在、障害のある子どもはいないが、気になる子どもに関しては保護者との連携や関係機関との連携を取ることができるようになっている。それぞれの年齢での月の指導計画が作成されているが、障害児だけではなく、特別な配慮が必要な子どもの場合も個別の指導計画を立て、援助していくことを願いたい。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
4時から順次バスでの降園が始まる。長時間保育の乳児以外の子どもやバスを待つ子どもは、4時20分まで園庭で自由遊びをしている。4時20分以降は、全年齢の子どもが長時間保育のための部屋で活動するようになっている。長時間保育の子どもに連絡事項があった場合もおたより帳に記入するようになっている。また、バス降園の子どもはメモ書きで保護者に伝えている。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
ほとんどの子どもが卒園すると同じ地域の小学校(立田南部小学校)に通うこととなる。そのため、要録の申し送りや行事への相互参加等、小学校との交流・連携は厚い。小学校通学に自転車が必要となる子どももいることから、5歳児は自転車の練習も保育の一部分として計画されている。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもの健康を包括的に管理するマニュアルがあり、それに沿って「健康の記録」が作成されている。「健康の記録」は0～2歳の乳児は年に3回、3歳以上の幼児は年1回の見直しが行われている。保護所への連絡・伝達は、0～2歳児は「連絡帳」、3歳以上の子どもは「出席表」の裏面にメモ書きして伝えている。突然の発熱等、急を要する場合には指定された連絡先に電話連絡することとなっている。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
健康診断(身体測定)の結果から身長グラフを作成し、保育の内容や給食の食事量に反映させている。虫歯のある子どもに対しては、食べ物と虫歯の関係性や注意点を話し、正しい歯磨き等の生活習慣が根付くように指導している。さらに、市と連携して、親子で歯磨き指導を受けられる機会も設けている。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
アレルギー児が6名おり、職員が関係する研修に参加し、園内で伝達研修やエピペン研修を行っている。今回、予想される範囲以外の軽いアレルギー事故が報告されている。適切な対応もあって大事には至らなかったが、事故の原因や対応を振り返って、手順につて加えたり変更したりする必要があれば関連するマニュアルの改定を願いたい。			

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
食育に力を入れ、畑で野菜を作り、採れた野菜を給食の食材として使うことによって、子どもたちに「食」を身近なものとして考えさせている。割れやすい陶器の食器を使うことによって、物を大事にする心を育てている。給食の調理を担当する栄養士がクラスに入り、子どもたちの食事を食べる様子を観察して献立作成や調理方法の参考にしている。			
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
栄養士が苦心して作った献立表は、毎月保護者の許に届けられ、保護者からは高い評価を受けている。さらに保護者の安心感を醸成するために、保護者に対する「給食試食会」や「給食参観」、「親子クッキング」、「サンプル展示」等、「見せる化」の実践例を期待したい。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	③ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
0～2歳児は「連絡帳」によって家庭(保護者)との連携は密に図られている。3歳児以上は「連絡帳」がないため、「出席表」の裏面をメモ代わりに使って情報の共有を図っている。「丁寧に相談に乗ってくれる」、「保育士と話す機会が十分にある」、「希望すれば時間を割いてくれる」等々、保護者アンケートの回答からも、十分な連携が図られていることが読み取れる。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a ・ ④ ・ c
評価機関のコメント			
個人面談はなく、希望する保護者に対して家庭訪問が行われている。家庭訪問によって、子どもが暮らしている生の家庭の状況、環境等を把握できる利点があるが、消極的な保護者や、悩みや問題を抱えて誰にも相談できない保護者等が家庭訪問を希望せず、結果として「重要な部分」が見過ごされたり、見捨てられたりする可能性も否定できない。家庭訪問を希望しない保護者に対する「関わり方」の工夫を期待したい。			
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	⑤ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
現時点では虐待を疑われる子どもはおらず、早期発見を目的とした研修(職員会議を使った勉強会)を行っている。虐待の未然防止のチェックシートを使って、早期発見に万全を期している。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
週案や月案を見直し・評価することによって、クラスとしての保育実践の振り返りは行われている。しかし、職員が定期的に自己評価を実施して、主体的に自らの保育実践の振り返りを行う仕組みは構築されていない。定期的に自己評価を実施し、職員相互の学び合いや改善意識の向上につながることを期待したい。			